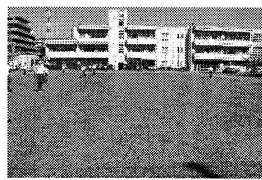


担い手育成 (農業を支 える多様な 担い手)	<p>●機械作業の受託組織の育成 農業機械による作業ができない農家のため、地域に根ざした農業機械作業を受託する組織を育成し、農地の荒廃を防止します。</p>
	<p>●コーディネーターの活用 市民協働による農作業を促進するため、市民と農家の橋渡しができる人材を派遣し、労働力不足の農家への支援や市民農園の拡充を図ります。</p> 
	<p>●農業後継者の育成・横浜型担い手育成 農業経営士の個別指導により、後継者を育成します。また、法律に基づく「認定農業者」のほか、環境保全型農業推進者等を横浜型担い手として認定し、都市農業経営を支援します。 さらに、農業に参入したい福祉法人や企業の参入促進のため、市が土地所有者から土地を借り、特定法人へ貸し付ける事業を拡充して進めます。</p>
	<p>●農地の貸し手への支援 農地の長期(6年以上)貸付を行う所有者を支援することで、安定的な貸借を促進し、農地の保全を図ります。</p>
確実な担保 (いざとい う時の買取 りなど)	<p>●公的機関による買取及びあっせん 相続税支払いのため手放さざるを得ない農地について、市が買い取り、幅広く市民が利用できる市民農園を開設します。 また、規模拡大希望農家等の農地取得を支援するため、神奈川県農業公社と連携し、農地の流動化を促進します。</p>
	<p>●国への制度要望 相続税納税猶予制度の対象となる農地の拡大や、貸付農地や市民農園等に対する相続税評価の軽減について、国へ要望を行います。</p>

(3) 緑をつくる施策 (平成21年度～25年度事業費合計) <約56億円>

	施策内容
緑化の推進 (地域で取組めば効果もアップ)	<p>●地域緑のまちづくり 住宅地、商店街、オフィス街、工業地域などさまざまな地域にふさわしい緑化を地域ぐるみで進め、街に緑を増やします。具体的には、緑の専門家を派遣し、計画、ルールづくりを支援するとともに、屋上壁面緑化等の緑化助成の拡充による民有地緑化推進と、公共施設や街路、学校などの緑化を、地域のルール化により推進します。</p> 
	<p>●公共施設緑化と民有地緑化助成の拡充 民有地への屋上壁面緑化助成や名木古木保存事業などの制度拡充、緑化用樹木の配布等により市民による緑化の取組を支援するとともに、公共施設においてこれまで以上の緑化に取組み、保育園や幼稚園、学校の芝生化事業を推進します。</p> 
	<p>また、公共施設の緑化について、良好な管理を推進します。</p>
	<p>●街路樹の維持管理 街路樹のせん定頻度を高めることで、都市の美観を向上させ、樹木の健全で良好な生育を図ります。</p> 
	<p>●民有地緑化の誘導等 基準以上の緑化を行った場合には固定資産税等を減免する制度の導入を図ります。一定規模以上の敷地に建築を行う場合に緑化を義務付ける緑化地域制度等をはじめ、諸制度を効果的に運用し、かつ充実化を図ります。 また、継続して国への制度要望(緑化地域制度の拡充)を行います。</p>

4 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の具体的達成目標

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）により、3つの分野で目標達成を目指します！

～ 緑地の保全施策と緑を増加させる施策を組み合わせることで、
横浜の都市の魅力を高めるとともに、市民の潤いのある生活空間を創出し、
豊かな自然環境を次世代に引継ぎます。～

（1）樹林地を守る

【達成目標】

緑地保全制度による指定を5か年で大幅に拡大（現在の約830haから約2倍以上）し、一定のまとまりのある保全対象樹林地約2,830haのうち約3分の2を保全することを目指します。また、保全した樹林地の維持管理と利活用を市民協働等により進めます。

- ア 緑地保全制度の拡充により地区指定を拡大し、土地所有者が持ち続けられるよう支援するとともに、相続等やむを得ない場合には公有地化することで、樹林地を保全していきます。
- 緑地保全制度等の拡充（指定拡大とやむを得ない場合の買取り） ··· 440.8億円
- イ 適切な維持管理により手入れが行き届かない樹林を明るく安全な森として再生させるとともに、その利活用を促進します。
- 安全・明るい森づくり、森の楽しみづくり、森の資源循環促進 ··· 43.1億円
- ウ ボランティアの育成などにより市民協働による森づくりを進めます。
- 森づくり市民提案制度の創設、森林教室等の開催、森の守り人の育成 ··· 2.2億円
- エ その他
 - ウェルカムセンター等の整備 ··· 3.8億円

（2）農地を守る

【達成目標】

農地の維持継続の支援を図るとともに、優良な農地のあっせん・買取り等を行い、従来の取組に加え、約50haの農地の保全を図ります。また、市民農園整備等により農への市民参加を進めます。

- ア 維持継続できるよう支援を行うことで、農地保全を図ります。
- 水田保全契約奨励事業、不法投棄対策・周辺環境に配慮した生産環境整備、収穫体験農園の開設支援事業、農地の貸し手への支援 ··· 8.3億円

イ 農園付公園の整備等を進めるとともに、相続等不測の事態にはあっせんや公有地化をすることでの農地保全を図ります。

- 生産緑地制度等の活用（生産緑地制度の活用及び借地公園制度による農園付公園の整備）、公的機関による買取及びあっせん ・・・ 38.0 億円

ウ その他

- 集団的農地の維持管理奨励事業、生産基盤設備の拡充、共同直売所の設置支援事業、施設の省エネルギー化の推進・生産用機械のリース方式による導入、機械作業の受託組織の育成、担い手コーディネーター育成・派遣事業、農業後継者・横浜型担い手育成 ・・・ 10.7 億円

（3）緑をつくる

【達成目標】

市民協働による地域ぐるみの緑化の取組を展開するとともに、民有地や公共施設への緑化を推進（生垣設置約 1km、公共施設緑化約 10ha など）します。

ア 市民協働による地域ぐるみの緑化を進めるため、地域の緑化計画の策定とこれに基づく緑化の取組に支援を行います。

- 地域緑のまちづくり ・・・ 23.6 億円

イ 幼稚園などの園庭の芝生化や屋上緑化等により、民有地や公共施設の緑化を拡大します。

- 民有地緑化助成事業、公共施設緑化事業、街路樹の維持管理 ・・・ 15.0 億円

ウ その他

- 公共施設緑化管理事業 ・・・ 17.5 億円

※ 事業量及び金額は5か年の総計です。実際の事業費は、年度ごとに増減があります。

5 施策に必要な費用（事業費）

※ 事業費は、現時点での計画事業費です。

- 5か年事業費 合計 約603億円（うち一般財源約251億円）
- 単年度平均 約121億円（うち一般財源約 50億円）

平成20年度予算	約 36億円
対20年度予算増嵩分	約 85億円（うち一般財源約 38億円）

※ 事業費の財源として、国や県からの補助金や借入金である市債（特定財源）を充てられる場合があり、それ以外は市税をはじめとする一般財源によって事業を実施することになります。

II 横浜市税制研究会の最終報告と市民意識調査結果について

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）を着実に推進し、緑豊かな環境を次世代に継承していくためには、安定した財源の確保が不可欠です。

そこで、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の推進に向けた財源確保の一つとして、新たな税制について、横浜市税制研究会において検討いただきました。

1 横浜市税制研究会最終報告の主な内容について

（1）新税の創設

- ・ 横浜は、首都圏としての立地環境等から、強力な開発圧力にさらされており、緑は年々大きく減少。
- ・ このような横浜において、緑を保全・創造していくためには大きなコストを要し、他都市の行政需要や標準的税負担による行政需要を超える水準のコストと考えられる。
- ・ 緑の保全・創造による受益は、市民である個人・法人に広く及んでいくことから、新たに負担を求める方法としては、多くの市民の方々に広く薄く負担を求める市民税（個人・法人）均等割の超過課税がふさわしいと考えられる。

（2）市民税（個人・法人）均等割超過課税案の詳細

ア 新税の使途

- ・ 広く市民が緑の維持保全を支えていくという観点から、保全により直接的な効果がある公有地化や、保全措置が講じられた樹林地等の維持管理支援に、超過課税による税収を充てていくことが考えられる。
- ・ 市民が身近に緑を実感することができるような緑化の推進や、間伐等による森の再生、人のにぎわう森づくりなど緑の質の向上につながる取組、森づくりボランティアなど広く市民参画につながるような取組に充てていくことも、超過課税の趣旨にかなう。
- ・ 個人の所得保障や特定産業の個別支援につながるものは、新税の使途としては、市民の理解が得られにくいのではないかと考えられる。

イ 税率設定の考え方

- ・ 個人・法人間の負担割合については、所得課税分も含めて、個人、法人の負担増加率を同程度としていくことが適当。その場合、個人 100 円あたり法人 1 %となる。
- ・ 新たに必要となる一般財源（約 38 億円）をもとに、仮に全てを市民税均等割超過課税によってまかぬ場合、市民負担額は中間整理段階で示したものと同程度（※中間整理における税率試算→個人：1,300 円／年間、法人：規模に応じた均等割額の 13% (6,500～390,000 円／年間))。

- ・ 今後、具体的な税率の設定について、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の事業内容、事業費を更に精査し、新税以外の方法による財源確保努力など更なる内部努力を行ったうえで、適切な水準の税率を導き出すべき。

ウ 課税期間の設定

- ・ 定期的に事業効果の検証を行っていくうえで、5年間という期間設定が合理的。

（3）市民参画の仕組みづくり

- ・ 課税自主権の活用にあたっては、市民の理解と納得が欠かせない。市民参画の仕組みについても、あわせて議論を行っていくことが重要。
- ・ 用途を明確化するために新たな税収の受け皿として基金を設置するとともに、事業効果の検証や施策への提言を行っていく市民参加の組織を設けていくべき。

（4）税負担の軽減による誘導策

- ・ 税負担の軽減は、原則として、補助金を含めその他の有効な手法について幅広く検討を行ったうえで、限定的に実施すべき。
- ・ 固定資産税・都市計画税の減免を行っている「市民の森」や「緑地保存地区」の制度等について、広く周知を進め、指定拡大につなげていくことが必要。
- ・ また、新たに、身近な緑化の更なる促進等に向け、固定資産税・都市計画税の軽減措置を導入していくことが考えられる。

（5）開発事業者に対する課税

- ・ 開発事業者に対する課税は、環境汚染物質の排出対策などと異なり、緑を減少させること自体を原因にした税負担を求めることができか、あるいは、開発等の事業の実施にあたっては、一定の緑化が義務づけられているなかで、法で求められる水準を超えて負担を求めていくことが可能かなどの点で課題があり、成案をうるには至らなかつた。

横浜市税制研究会

URL <http://www.city.yokohama.jp/me/gyousei/citytax/kenkyukai/>

2 横浜の緑の保全・創造施策と財源確保に関する市民意識調査

「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）」で掲げている新規・拡充事業などに対する市民・法人の意見を把握するとともに、これらに必要となる財源の確保策の検討資料とするため、アンケートを実施しました。

（1）調査方法の概要

ア 調査対象

満20歳以上の市民1万人

横浜市内に事務所のある法人1千事業者

イ 調査期間

平成20年8月18日（月）から平成20年8月29日（金）まで

ウ 調査方法

個人：住民基本台帳及び外国人登録原票から無作為抽出し、郵送配付、郵便回収

法人：法人市民税課税台帳から無作為に抽出し、郵送配付、郵便回収

（2）集計結果の概要

ア 回収数（平成20年9月4日到着分まで）

個人 2,871人（回収率28.7%）

法人 214社（回収率21.4%）

イ 緑の保全・創造施策について

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）における「樹林地を守る施策」、「農地を守る施策」、「緑をつくる施策」の具体的な提案について、個人・法人とともに、90%前後の方から「理解できる」または「ある程度理解できる」との回答がありました。

ウ 新たな税負担について

（ア）個人

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）に必要な一般財源をすべて新たな税負担で賄う場合の試算額としてお示しした「1,300円」について、「負担しても良い」が45%、「金額によっては負担しても良い」が34%、「負担したくない」が19%との回答がありました。

「金額によっては負担しても良い」と答えた方の内訳は、最も多いのが「1,000円以上1,300円未満」となっており、次に多いのが「500円以上1,000円未満」となっています。

(イ) 法人

個人と同様に試算としてお示しした年間均等割額の13%に対し、「負担しても良い」が29%、「割合によっては負担しても良い」が38%、「負担したくない」が29%との回答がありました。

「割合によっては負担しても良い」と答えた法人の内訳については、「5%以上10%未満」が最も多く、次に「10%以上13%未満」が多くなっています。

(質問内容)

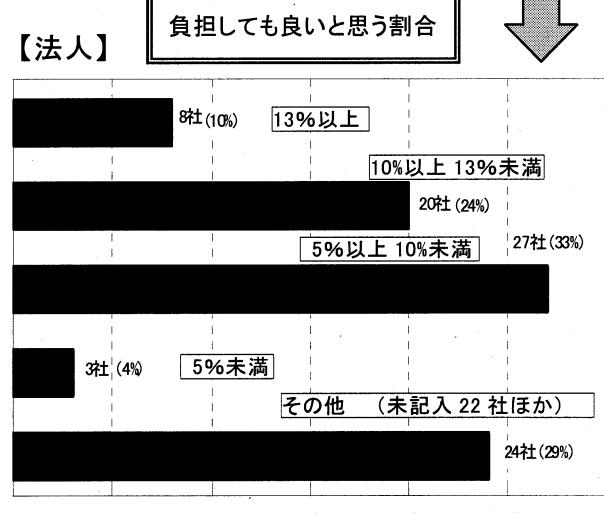
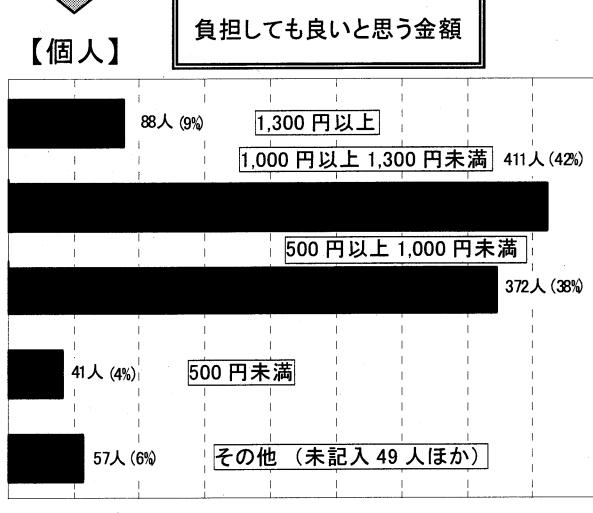
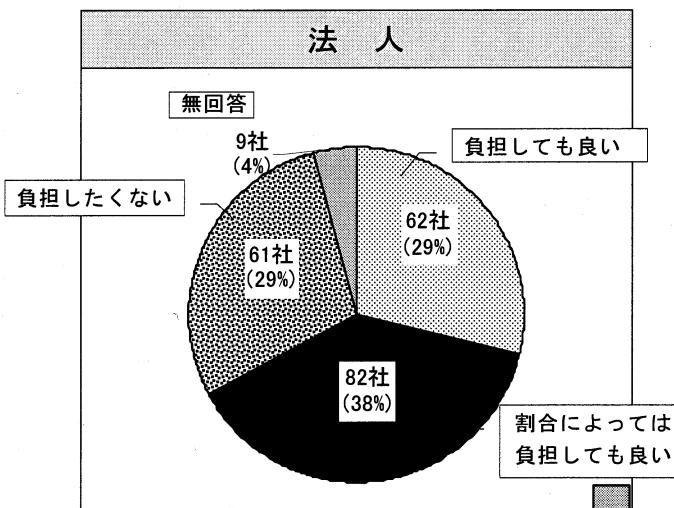
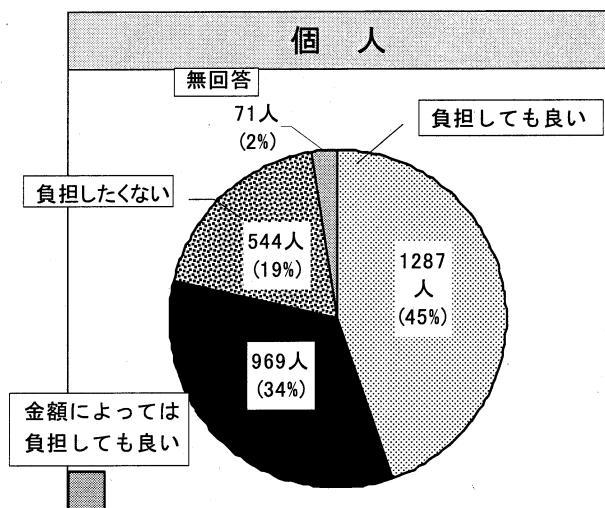
個人

横浜みどりアップ計画の推進には、安定した新たな財源が必要であり、そのための一般財源として38億円/年を見込んでいます。これを仮に、全て、市民(個人・法人)の皆様に新たな負担としてお願いする場合、個人では年間1,300円程度になると試算されます。この額を負担することについて、どのようにお考えですか。

法人

横浜みどりアップ計画の推進には、安定した新たな財源が必要であり、そのための一般財源として38億円/年を見込んでいます。これを仮に、全て、市民(個人・法人)の皆様に新たな負担としてお願いする場合、法人では年間均等割額の13%程度(6,500円～390,000円)になると試算されます。この割合を負担することについて、どのようにお考えですか。

(回答状況)



エ 新たな税負担の使途について

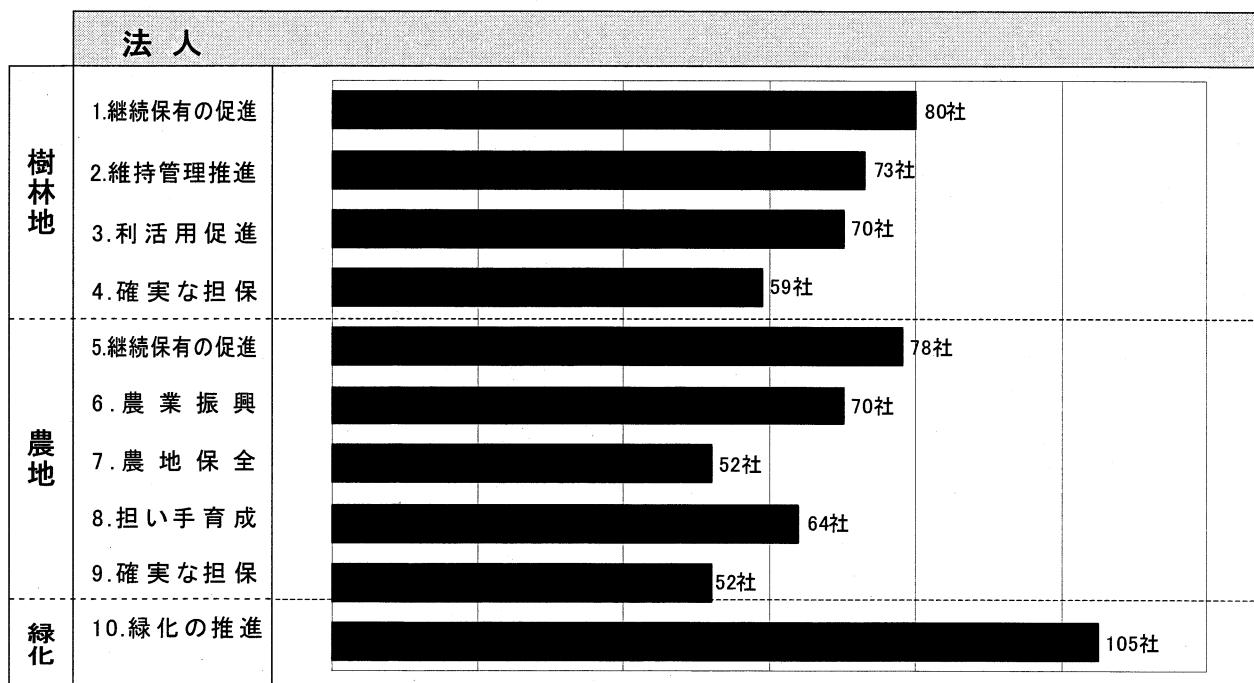
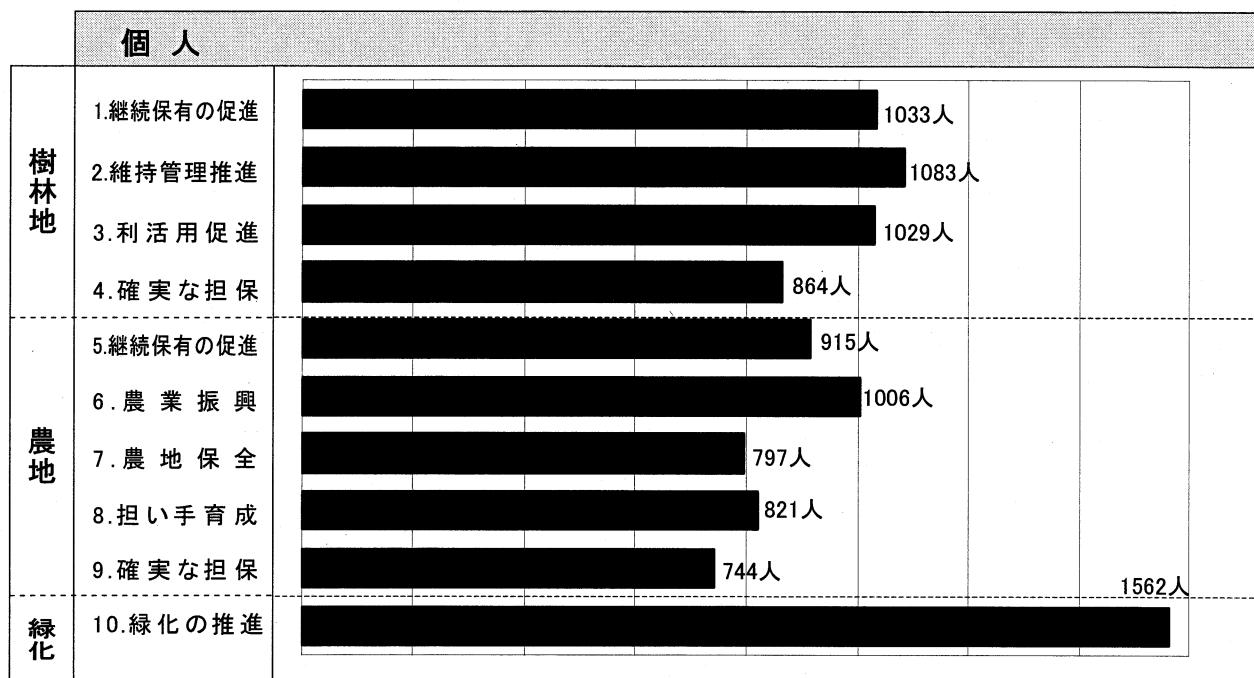
(ア) 個人

新たな税負担をお願いする場合、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）のどのような取組に優先して活用すべきかについて、「緑化の推進」が最も多く、次いで樹林地に関する「維持管理推進」や「継続保有の促進」が多くなっています。

(イ) 法人

個人と同様に「緑化の推進」が最も多く、次いで樹林地や農地に関する「継続保有の促進」が多くなっています。

質問内容	市民の皆様から費用負担をお願いする場合、横浜みどりアップ計画のうち、どのような取組みに優先して活用すべきだと思いますか（複数回答可）。
------	---



III 新たな税制案について

1 税制度の概要

(1) 課税方式

市民税（個人・法人）均等割超過課税方式

・ 市民税均等割への超過課税とは

現在、市民税では、地域社会の費用の一部を広く均等に市民の方に負担していただく趣旨で、均等割（個人3,000円、法人5～300万円）を課税しています。今回の超過課税はその均等割に一定額（率）を上乗せする方法です。

・ 納税義務者

市民税（個人・法人）均等割納税義務者

（個人）平成20年度個人市民税均等割納税義務者数 約181万人

（法人）平成19年度法人市民税均等割納税義務者数 約9万5千社

＜参考＞ 市民税均等割が課されない方

所得が一定金額以下の方は、市民税均等割が課税されません（非課税等）。

（例）○ 65歳以上年金のみ収入

- ・ 単身世帯 収入金額155万円以下（所得金額 35万円以下）
- ・ 夫婦世帯（どちらか扶養） 収入金額211万円以下（所得金額 91万円以下）

○ 給与所得者

- ・ 単身世帯 収入金額100万円以下（所得金額 35万円以下）
- ・ 標準世帯（3人扶養） 収入金額256万円未満（所得金額161万円以下）

【平成20年10月17日現在】

(2) 用途

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）には、5～7ページに掲載しているように、多くの施策・事業があり、このうち、事業費の支出を伴うものは、次ページの22施策42事業となっています。

この中から、税制研究会の最終報告や市民意識調査の結果を踏まえ、①保全により直接的な効果がある公有地化等樹林地・農地の保全、②市民の皆さまが身近に緑を実感することができるような緑化の推進、③樹林地等の維持管理の充実による緑の質の向上、さらには、④ボランティアなど市民参画の促進につながる事業など、16施策31事業について、市民税均等割超過課税によって実施していきたいと考えています。

また、市民税均等割超過課税の用途から除外する11事業に要する事業費については、既

存財源からの捻出などの工夫によって対応していきたいと考えています。

(単位：億円)

施策	事業名	5か年 事業費 (平均) (注1)	うち一般財源		
			H20増嵩額 (注2)	超過課税 の使途	その他財源 (注3)
1 樹林地を守る(8施策)	(19事業)				
安全・明るい森づくり	緑地再生・管理事業	40.6	8.1	6.5	6.5
	緑地防災・安全対策事業				
	市民協働による緑地維持管理事業				
森の守り人の育成	森づくりマイスター等育成事業	0.8	0.2	0.2	0.2
	愛護団体活動アップ支援事業				
	森づくりボランティア活動助成事業				
森の楽しみづくり	景観の森・生き物の森事業	1.6	0.3	0.3	0.3
	森の中のプレイパーク事業				
	森の収穫物体験事業				
	里山ライフ体験事業				
	健康の森体験事業				
森づくり市民提案制度の創設	横浜の森の自然・生き物情報発信事業	0.5	0.1	0.1	0.1
	みどりの夢かなえます事業				
森の資源循環促進	間伐材資源循環事業	0.9	0.2	0.2	0.2
	間伐材活用クラフト作成事業				
ウェルカムセンター等の整備	愛護会、森づくりボランティア活動拠点整備事業	3.8	0.8	0.8	0.8
	ウェルカムセンター整備事業				
森林教室等の開講	森の恵み塾事業	0.9	0.2	0.2	0.2
緑地保全制度等の拡充	特別緑地保全地区指定等拡充事業	440.8	88.2	10.3	10.3
2 農地を守る(11施策)	(16事業)				
生産緑地制度等の活用	農園付公園整備事業	7.5	1.5	1.5	1.5
地産地消の推進	共同直売所の設置支援事業	2.0	0.4	0.4	0.4
	収穫体験農園の開設支援事業				
施設の省エネルギー化の推進、生産用機械のリース方式による導入	施設の省エネルギー化推進事業	3.7	0.7	0.7	0.7
	生産用機械のリース方式による導入事業				
田園景観や水田の保全対策	集団的農地の維持管理奨励事業	1.2	0.2	0.2	0.2
	水田保全契約奨励事業				
生産基盤整備の拡充	かんがい施設整備事業	1.9	0.4	0.4	0.4
不法投棄対策、周辺環境に配慮した生産環境整備	不法投棄対策事業	3.9	0.8	0.8	0.8
	環境配慮型施設整備事業				
機械作業の受託組織の育成	機械作業受託組織育成事業	0.6	0.1	0.1	0.1
コーディネーターの活用	担い手コーディネーター育成・派遣事業	0.4	0.1	0.1	0.1
農業後継者・横浜型担い手育成	農業後継者・横浜型担い手育成事業	0.9	0.2	0.2	0.2
農地の貸し手への支援	農地貸付促進事業	0.7	0.1	0.1	0.1
公的機関による買取及びあっせん	市民農園用地取得事業	30.5	6.1	6.1	6.1
	農地流動化促進事業				
3 緑をつくる(3施策)	(7事業)				
地域緑のまちづくり	地域緑化計画策定事業	23.6	4.7	3.4	3.4
	民有地地域緑化助成事業				
	公共施設地域緑化事業				
公共施設緑化と民有地緑化助成の拡充	民有地緑化助成事業	7.5	1.5	3.5	3.5
	公共施設緑化事業				
	公共施設緑化管理事業				
街路樹の維持管理	いきいき街路樹事業	7.5	1.5	1.5	1.5
22施策	42事業	603	121	38	32
					6

(注1) 5か年分を単純に5分割したもので、実際の各年度の事業費は、年度ごと事業ごとに増減します。

(注2) 「一般財源H20増嵩額」は、事業費の財源構成が年度によって異なることから、過去の実績値を参考に、一般財源を3分の1と設定し、試算したものです。

(注3) 市民税均等割超過課税の使途から除外する事業については、既存財源からの捻出などの工夫により推進を図ります。

(3) 市民税均等割超過課税によって実施する施策の必要財源額

約32億円（単年度平均）

※ 必要財源額は、5～7ページの表の網掛けしていない16施策31事業に必要な現時点での計画事業費で、対20年度予算増嵩分のうち、一般財源で賄う必要がある額です。

【16施策31事業に必要な財源額】

5か年事業費（合計） 約571億円（うち一般財源約220億円）

単年度平均 約114億円（うち一般財源約 44億円）

平成20年度予算 約 36億円

対20年度予算増嵩分 約 78億円（うち一般財源約 32億円）

(4) 現在検討している税率

（個人）年間1,100円

（法人）現行の年間均等割額の11%相当額（資本金等の規模により5,500～330,000円）

※ 税収の規模

約32億円（平年度） （個人 約20億円 法人 約12億円）

(5) 実施期間

平成21年度から5年間

（個人）平成21年度分から平成25年度分まで

（法人）平成21年4月1日から平成26年3月31日の間に開始する事業年度分

2 使途の明確化と検証

今回、市民の皆さんに広く負担をお願いしたいと考えている市民税均等割超過課税は、普通税である市民税の超過課税となるため、そのままでは目的税のように使途が特定されていません。

そこで、市民税均等割超過課税分の使途や活用状況について、市民の皆さんに明確に示すことができるよう、超過課税による税収分を管理する基金を設置します。また、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の事業全体について、超過課税による新規財源と既存財源を管理する特別会計の設置を検討します。

あわせて、市民の皆さんに、税収がどのような使い方をされ、どのような効果があったのかという効果検証等をしていただくことができるよう、市民、関係団体、有識者等からなる組織を設置します。

3 固定資産税等の軽減措置

（1）緑の環境をつくり育てる条例に基づいて指定された緑地に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置

横浜市では、緑の環境をつくり育てる条例に基づいて指定された緑地（市民の森、緑地保存地区等）について、固定資産税・都市計画税の減免措置を講じています。

これについて、広く制度の周知を進めていくことで、対象の拡大を図っていきます。

（2）緑化認定証の交付を受けた建築物敷地に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）では、緑をつくる施策の一つとして、民有地緑化の誘導等を進めることとしています。市街地の緑化を促進するため、基準以上の緑化を行った建築物の敷地について、固定資産税・都市計画税を軽減する制度の導入を検討しています。

ア 対象土地

緑化協議や緑化地域制度に伴う緑化基準を超えて5%以上の上乗せ緑化を行ったことにより緑化認定証の交付を受けた建築物の敷地(500m²以上)

イ 条件

緑化部分全体を10年間存続させる契約を本市と締結しているもの

ウ 軽減額

上乗せ緑化部分に相当する税額の1/4

(3) 農業用施設用地に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置

農地を守るため、営農継続に不可欠な施設の用地について、税負担を軽減する制度の導入を検討しています。

ア 対象土地

農家の敷地内等にある農業用施設用地

(宅地課税となるため、敷地外にある一般の農業用施設用地と比較して税負担が高い)

イ 条件

所有農地等を10年以上耕作し、当該農業用施設用地を10年以上継続して利用する契約を本市と締結しているもの

ウ 軽減額

一般の農業用施設用地の税額との差額相当分

IV 新たな税制案に対するご意見をお寄せください

横浜市では、新たな税制案について、市民の皆さまからご意見をいただきたいと考えております。

1 実施期間

平成20年10月18日（土）から11月9日（日）まで

※ 区役所等における市素案閲覧は10月20日（月）から11月7日（金）まで

2 新たな税制案の閲覧場所

- (1) 市役所（市民情報センター、行政運営調整局税制課、環境創造局環境政策課）
- (2) 区役所（税務課、区政推進課）
- (3) 市ホームページ(<http://www.city.yokohama.jp/me/gyousei/citytax/midori-up/>)

※ 市役所又は区役所での閲覧は、平日の8:45～17:15にお願いします。

3 意見の提出方法

平成20年11月9日（日）までに、郵送、ファクシミリ、電子メールにより下記提出先までお送りいただけます。直接ご持参ください。

特に様式は問いませんが、ご意見には、住所・氏名又は名称・所在地を記載してください。
なお、お電話でのご意見提出はご遠慮いただいておりますのでご理解ください。

※ ご意見を持参される場合は、平日の8:45～17:15にお願いします。また、郵送でご提出いただく場合は、11月9日（日）必着とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

4 意見結果の公表

(1) 公表内容

主な意見（要旨でまとめて記載）及び意見に対する市の考え方

(2) 公表場所

上記閲覧場所及び市ホームページ

(3) 公表時期

平成20年11月中旬

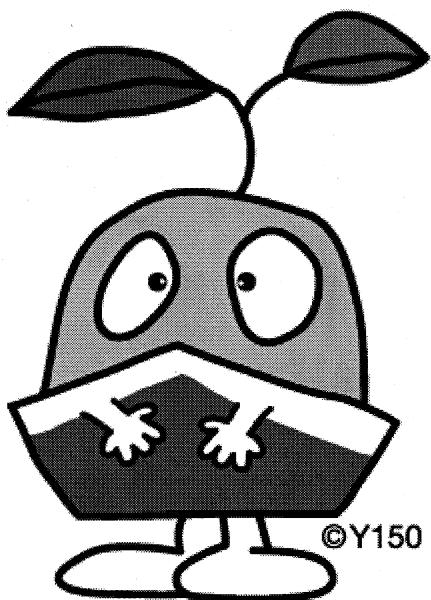
※ 個々のご意見には直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

■ ご意見の提出先 横浜市行政運営調整局主税部税制課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

FAX : 045-641-2775

e-mail: gy-zeiiken@city.yokohama.jp



横濱開港150周年

【問い合わせ先】

<横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）に関すること>

●横浜市環境創造局総合企画部環境政策課

T E L : 045-671-2688 F A X : 045-641-3490 e-mail: ks-mimiplan@city.yokohama.jp

<新たな税制案に関すること>

●横浜市行政運営調整局主税部税制課

T E L : 045-671-2252 F A X : 045-641-2775 e-mail: gy-zeiiken@city.yokohama.jp

横浜市広報印刷物登録第 200360 号 類別・分類 B-BD150